

研修会における非会員等取扱について

(目的)

- 1 本細則は、会員の特典と、新規会員の獲得および組織強化を図ることを目的とする。

(非会員種別)

- 2 非会員の種別は、「非会員」と「その他」の2種とする。
 - イ) 非会員とは、臨床検査技師又は衛生検査技師の資格を有する者で、当会の会員でない者をいう。但し、日本臨床衛生検査技師会員は会員として取り扱う。
 - ロ) その他とは、会員及び非会員以外の者をいう。

(研修会参加費)

- 3 研修会参加費は、次の表1のとおり徴収する。

(表1)

	研究班・地区活動費および当会の予算等で研修会費用を賄える場合	研究班・地区活動費および当会の予算等で研修会費用を賄えない場合
会員	無料	必要額（試料代等）
非会員	3,000 円	必要額+3,000 円
その他	無料	必要額（試料代等）

- イ) 入会予定者（あるいは臨床検査技師資格取得予定者）は、研修会受付にて会員登録用紙あるいは入会予定確約書を記入し提出することにより会員として取り扱う（入会予定者は研修会終了後1ヶ月以内に、臨床検査技師資格取得予定者は臨床検査技師免許取得後1ヶ月以内に入会手続きを取らなければならない）。
 - ロ) 部門別研究班長及び地区理事は、参加者名簿の備考欄に、「入会予定者」「非会員」「その他」を明記し、研修会終了後提出するとともに、技師会入会予定者が入会手続きを行ったか追跡確認する。
 - ハ) 会員登録用紙あるいは入会予定確約書を記入しない場合は非会員として取り扱う。この場合、前イ)の通り入会手続きを行ったとしても参加費は返金しない。
- 4 非会員種別「その他」は、参加費を徴収しない。

(非会員参加費の取り扱い)

- 5 非会員の参加費は会の収入として扱い、会計担当理事経由で研修会開催担当研究班長若しくは地区理事に交付する。諸手続きを簡素化するために、研修会の決算書及び事業年度終了後の収支報告書の提出をもって充てる。